

## 上三川町政70周年記念協賛事業取扱要領

### ○趣旨

上三川町は、令和7年4月29日に町政70周年を迎えます。この記念すべき年を迎えるにあたり、改めて本町の魅力を発見・発掘・認識し、未来に向けて更なる飛躍に繋がる年となるよう、町全体で70周年を祝う記念事業を実施いたします。  
その一環として、町民や企業、各種団体等の皆様が実施するイベントなどにおいて、一緒に70周年を盛り上げ、「上三川町政70周年記念」を広く内外にPRしていただける事業を協賛事業として募集します。

### ○実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日に実施されるイベントなど

### ○対象事業

実施期間内で実施されるイベントなどで、事業内容が上記の趣旨に沿うものを対象とします。ただし次のいずれかに該当すると認められる事業等については対象としないものとします。

- (1)法令および公序良俗に反し、またはその恐れがあると認められるもの
- (2)町、協賛事業、ロゴマーク等の信用または品位を害すると認められるもの
- (3)営利を主たる目的としているもの
- (4)暴力団または暴力団員などの反社会勢力、もしくは、これらと密接な関係を有している者が関与しているもの
- (5)その他、町長が不相当と認めるもの

### ○協賛内容

協賛事業として承認されたイベントなどについては、次のような支援を受けることができます。なお、財政的な支援はございませんので、ご留意ください。

#### ① 名義及びロゴマークの使用

「上三川町政70周年記念」の名義やロゴマークを看板やポスター、パンフレット、案内通知等に使用することができます。

#### ② 横断幕の貸出

啓発用の物資として「上三川町政70周年記念」の横断幕を用意しておりますので、ご希望に応じて貸出をいたします。

なお、数に限りがありますので、同日に2つ以上のイベントが予定されている場合は調整させていただくことがありますので、ご了承ください。

#### ③ 上三川町政70周年記念ポスターの頒布

啓発用の物資として「上三川町政70周年記念ポスター」を頒布いたしますので、イベント会場等に掲出ください。なお、数に限りがありますので、無くなり次第頒布を終了させて

いただきますので、ご了承ください。

④ 町ホームページ等による周知

協賛事業として承認されたイベントなどは、町ホームページ等に掲載し、周知をさせていただきます。

○申請方法

主催者の方は、原則としてイベントなどの開催1カ月前を目安に「上三川町政70周年記念協賛事業承認申請書」(別記様式第1号)を、上三川町政70周年記念事業事務局(上三川町総務課秘書係)までご提出ください。

上三川町政70周年記念事業事務局

〒329-0696

河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地 上三川町 総務課 秘書係

TEL:0285-56-9113

FAX:0285-56-6868

申請書は以下URL、QRからも送付できますのでご活用ください。

<https://logoform.jp/form/a2oj/956071>



○承認手続き

申請書に基づき審査を行い、「上三川町政70周年記念協賛事業承認(不承認)通知書」(別記様式第2号)により、申請者に結果を通知いたします。

なお、承認内容を変更又は中止する場合には、速やかにご連絡をお願いいたします。

※ 申請内容に虚偽の記載等があった場合には、承認を取り消す場合があります。また、承認の取消しにより、主催者に損害が生じた場合であっても、町において賠償は負わないものとします。

○実施報告

主催者の方は、協賛事業が終了したのち、速やかに「上三川町政70周年記念協賛事業実施報告書」(別記様式第3号)により事業結果の報告をお願いいたします。